

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月14日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社エイチ・アイ・エス
【届出者の住所又は所在地】	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 (住友不動産新宿オークタワー29階)
【電話番号】	03(5908)2070
【事務連絡者氏名】	取締役 経理・財務担当 本社経理本部長 中谷 茂
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社エイチ・アイ・エス (東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 住友不動産新宿オークタワー29階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社エイチ・アイ・エスをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、九州産業交通ホールディングス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券」とは、株式についての権利を指します。

(注6) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年5月23日付で提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

(3) 許可等の日付及び番号

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	平成24年5月23日(水曜日)から平成24年6月19日(火曜日)まで(20営業日)
(後略)	(後略)

(訂正後)

買付け等の期間	平成24年5月23日(水曜日)から平成24年7月12日(木曜日)まで(37営業日)
(後略)	(後略)

6【株券等の取得に関する許可等】

(2)【根拠法令】

(訂正前)

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得(以下「本件株式取得」といいます。)に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により事前届出受理の日から30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは対象者株式を取得することはできません(以下株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)

また、独占禁止法第10条1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。)。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされています(同法第10条第9項)。

公開買付者は、平成24年5月17日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。したがって、本件株式取得に関しては、原則として公開買付期間内の平成24年6月16日をもって取得禁止期間は終了する予定です。

公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、後記「第1 公開買付要項」の「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回を行うことがあります。なお、公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了した場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、訂正届出書を提出いたします。

(訂正後)

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは対象者株式を取得することはできません（以下株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項、以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法49条第5項、以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。

公開買付者は、平成24年5月17日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されておりましたが、本件株式取得に関しては、公正取引委員会から取得禁止期間を30日間から26日に短縮する旨の通知書を平成24年6月13日付で受領したため、平成24年6月12日をもって取得禁止期間が終了しています。

また、公開買付者は、公正取引委員会から平成24年6月12日付の排除措置命令を行わない旨の通知書を6月13日付で受領したため、平成24年6月12日をもって措置期間が終了しています。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付 平成24年6月12日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第358号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

許可等の日付 平成24年6月12日（禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第359号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

平成24年6月25日（月曜日）

（後略）

(訂正後)

平成24年7月19日（木曜日）

（後略）

第5【対象者の状況】

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

(訂正前)

事業年度 第95期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 平成22年6月28日に九州財務局長に提出

事業年度 第96期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 平成23年6月27日に九州財務局長に提出

(訂正後)

事業年度 第95期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 平成22年6月28日に九州財務局長に提出

事業年度 第96期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 平成23年6月27日に九州財務局長に提出

事業年度 第97期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月28日に九州財務局長に提出予定

公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、平成24年6月14日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として、また、公正取引委員会の「排除措置命令を行わない旨の通知書(平成24年6月12日 公経企第358号)」及び「禁止期間の短縮の通知書(平成24年6月12日 公経企第359号)」を、それぞれ本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」の旨は日本経済新聞及び熊本日日新聞に遅滞なく掲載する予定です。